

情報公開手数料の納付について

開示請求には、1件につき300円の手数料（開示請求手数料）が必要です。現金で直接お支払い頂くか、郵送等で申し込む場合は、郵便局にて振込をし、払込取扱票の領収書の写しを同封のうえ、開示請求してください。

また、開示が決定され、開示の実施を申し出る場合も同様となります。

【払込先】口座番号 02220-6-39748

加入者名 国立大学法人宮城教育大学

【記入事項】

- (1) 金額、
- (2) 請求者の郵便番号及び住所、
- (3) 請求者氏名、
- (4) 「開示請求手数料」もしくは「開示実施手数料（宮教大総第〇〇号）」と通信欄へ記入して下さい。

「国立大学法人宮城教育大学情報公開取扱要項 抜粋」

(手数料)

第7条 法第17条第1項及び第2項の規定により手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）開示請求に係る法人文書一件につき300円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に相当する額に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求書を一の開示請求によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(開示実施手数料の減額等)

第8条 法人は、前条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、法第17条第3項の規定により、開示請求一件につき二千元を限度として、開示実施手数料を減額又は免除することができる。この場合、学長は、必要に応じて総務委員会の意見を求めるものとする。

- 一 開示を受ける者から別紙第10号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申出があつたとき。
- 二 開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。